

8月から70歳以上の高額療養費等の上限額が変わります

お知らせ

高額療養費制度とは、

ひと月に医療機関に支払った額が、定められた上限額を超えた場合に、上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まります。

⇒ 8月から、住民税課税世帯の上限額（月ごと）が下の表のように変わります。（住民税非課税世帯は変更なし）

	7月までの上限額			8月からの上限額		
	所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み	住民税課税所得 145万円以上の人	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数回44,400円 ※2)	III 住民税課税所得 690万円以上の人	18,000円 (年間の上限 144,000円)	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% (多数回140,100円 ※2)
	住民税課税所得 145万円未満の人 (※1)		14,000円 (年間の上限 144,000円)	57,600円 (多数回44,400円 ※2)		I 住民税課税所得 145万円以上の人
一般	住民税課税所得 145万円未満の人 (※1)	14,000円 (年間の上限 144,000円)	57,600円 (多数回44,400円 ※2)	住民税課税所得 145万円未満の人 (※1)	18,000円 (年間の上限 144,000円)	57,600円 (多数回44,400円 ※2)

(※1) 住民税課税所得145万円以上の人で、世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合等も含まれます。

(※2) 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

←新たに限度額適用認定証の申請が必要です

現役並み所得の人はご注意ください!!

今回の改正で、現役並み所得の人のうち、住民税課税所得 I・II（上表【二二】内）に該当する人は「限度額適用認定証」の交付申請が必要となりました。

※住民税課税所得 I・II に該当する人とは、住民税課税所得が145万円～689万円の人です。
(年金収入のみの場合、年収約370万円以上)

8月以降、ひと月にひとつの医療機関で上限額を超える可能性がある人は、窓口にて「限度額適用認定証」の交付申請をしてください。

※「限度額適用認定証」が提示されない場合、医療機関での支払い額が上限額を超える場合があります。
(その場合、申請により上限額を超えて支払われた額を後日払い戻します)

高額介護合算療養費制度とは、

医療保険と介護保険の両方を受給している世帯で、それぞれの自己負担額の合計が、定められた上限額を超えて支払った場合、その超えた額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まります。
⇒ 8月から、住民税課税世帯のうち、住民税課税所得145万円以上の人の上限額（8月から翌年7月まで）が下の表のように変わります。（住民税課税所得145万円未満の人と、住民税非課税世帯は変更なし）

	7月までの上限額		8月からの上限額	
	所得区分	限度額 (世帯単位)	所得区分	限度額 (世帯単位)
現役並み	住民税課税所得 145万円以上の人	670,000円	III 住民税課税所得 690万円以上の人	2,120,000円
	II 住民税課税所得 380万円以上の人		1,410,000円	
	I 住民税課税所得 145万円以上の人		670,000円	

問い合わせ

市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

佐賀県後期高齢者医療広域連合 業務課 給付係 ☎64-8476